岡崎市地域交流センター 公衆無線 LAN 利用規約

(目的)

第1条 この規約は、岡崎市地域交流センター(以下、「地域交流センター」という。) が施設利用者の利便性向上を図るために提供する無線インターネット接続サービス (以下、「無線 LAN」という。)の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(サービス内容)

- 第2条 地域交流センターは、無線 LAN のアクセスポイントをセンター内に設置する。これにより、岡崎市地域交流センター公衆無線 LAN 利用規約(以下、「本規約」という。)に同意した利用者(以下、「利用者」という。)は、利用可能エリアにおいて、利用者が用意した Wi-Fi 接続機能を有する通信機器等を無線 LAN に接続することができる。
- 2 無線 LAN の利用時間は、地域交流センターの開館時間内とする。ただし、災害発生時など、特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

(無線 LAN 利用のための準備等)

- 第3条 無線LANの利用に当たり、利用者は次に掲げるものを準備するものとする。
 - (1) 無線 LAN (Wi-Fi) 機能を搭載し、Web ブラウザが使用できるパーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット端末等
 - (2) 認証メールを受け取るための携帯電話等。なお、「freespot.com」ドメインのメールを受信できるように設定しておくこと。
 - (3) 端末及び端末付属機器等に供給する電源

(規約の同意)

第4条 利用者は、本規約と FREESPOT 協議会が定める規約等に同意の上、無線 LAN に接続後に表示される Web ブラウザに必要事項を入力し、利用申し込みを行うものとする。

(利用料金)

第5条 無線 LAN の利用料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(免責)

- 第6条 地域交流センターは、利用者が無線 LAN を利用し又は利用しようとし又は利用 できなかったことに起因する一切の損害、トラブル等に関していかなる責任も負わないものとする。
- 2 地域交流センターは、利用者が無線 LAN を経由してインターネットに接続したこと に起因する一切の損害、トラブル等に関して、いかなる責任も負わないものとする。
- 3 地域交流センターは、無線 LAN に不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと及び本アクセスポイントが中断なく稼動することを保証しない。

- 4 無線 LAN への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。Wi-Fi 接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Web ブラウザ等によって、無線 LAN を利用できない場合があっても、地域交流センターはいかなる責任も負わないも のとする。
- 5 地域交流センターは、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログの収集閲覧を行う場合があり、これにより特定の Web サイトへの接続を制限することができるものとする。

(利用者資格の停止・取消)

- 第7条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、地域交流センターは事前に通知 することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止又は取り消すことができるもの とする。
 - (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
 - (3) その他、利用者として不適切と地域交流センターが判断した場合

(禁止事項)

- 第8条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 地域交流センター又は第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為若しくは そのおそれのある行為
 - (2) 地域交流センター又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
 - (3) 地域交流センター又は第三者を誹謗中傷する行為
 - (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
 - (5) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
 - (6) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN を通じて又は無線 LAN に関連して使用若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
 - (7) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
 - (8) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量なデータ送信
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は地域交流センターが不適切と判断する行為

(運用の中止)

第9条 地域交流センターが必要と認める場合、地域交流センターは、予告なく無線 LAN の運用を停止又は終了することがある。なお、停止又は終了により利用者に損害が生じた場合であっても、地域交流センターは、いかなる責任も負わないものとする。

(本規約の変更)

第 10 条 本規約の内容は、地域交流センターが必要と判断した場合には、予告なく変更される場合がある。変更後に無線 LAN を使用した利用者は、当該変更について同意したものとみなす。

(損害賠償)

第 11 条 利用者が本規約に違反した結果、岡崎市、地域交流センター及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(法令等の遵守)

第 12 条 利用者は、無線 LAN の使用にあたっては、本規約に加え、関連する法律、 政令、 省令、条例、規則、命令等を遵守するものとする。

(その他)

第13条 その他必要な事項については、地域交流センターが別に定める。

附則

本規約は、2023年7月1日より施行する。